

Aug 2016  
 No. **84**

# とちぎ法人会だより



◆発行所 公益社団法人 栃木法人会  
 ◆発行人 会長 金子 康法  
 ◆編集 広報委員長 田村 守男

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)  
 TEL(0282)24-3500 FAX(0282)24-3288

## CONTENTS

第4回通常総会	②	各地区会活動	⑦
税務署長挨拶	③	税務署だより	⑩
栃木税務署幹部職員	③	税理士会コーナー	⑪
法人税・消費税の決算申告説明会のご案内	③	エコライフ講座	⑫
平成29年度税制改正提言書	④	新会員のご紹介	⑫
講演の集い・女性フォーラム	⑥		

# 第4回 通常総会開催



平成28年6月14日(火)栃木市内において会員131名(委任状1,706)及び来賓多数のもと第4回通常総会が開催された。

## 報告事項として

- ①平成28年度 事業計画並びに収支予算報告について
- ②個人番号及び特定個人情報取扱規程について
- ③平成29年度 税制改正提言書について報告があり、引き続き議案の審議に入った。

第1号議案 平成27年度事業報告の件

第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件について、原案のとおり承認可決された。

議事終了後、第2部として、栃木税務署長より法人会活動を通じて、申告納税制度の推進、納税思想の高揚に貢献された方に対し感謝状が贈呈された。続いて、会員増強運動、福利厚生制度の推進に功績のあった関係機関、地区会、個人に対し法人会長より感謝状が贈呈された。

尚、総会議案資料については、ホームページの情報公開欄に掲載しています。



金子会長



松澤税務署長



出井税理士会栃木支部長

## 平成27年度功労者へ感謝状の贈呈

法人会に功労のあった役員及び会員増強、福利厚生制度の推進に功績のあった関係機関、地区会、個人に対し会長及び厚生委員長より感謝状が贈呈された。

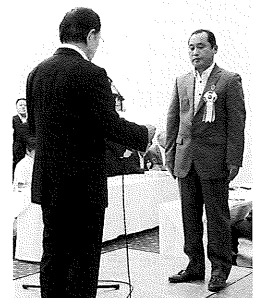
(敬称略・順不同)

### ◎栃木税務署長感謝状

野木地区会 阪口 俊二  
石橋地区会

### <会員加入勸奨功労者>

- (株)山中組 山中 史朗
- (株)大栄不動産 高山 和則
- (有)成林興測 小林 一則
- (株)まるつね 戸崎 泰秀
- (株)赤羽根商店 赤羽根正久
- (株)栃木銀行 栃木支店・栃木西支店・栃木北支店・小山支店・小山東支店・間々田支店・石橋支店・大平支店・小金井支店・壬生支店・おもちゃのまち支店・野木支店
- (株)足利銀行 栃木支店・新栃木支店・石橋支店
- 栃木信用金庫 本店営業部・駅前支店・川原田支店・箱森支店・西支店・思川支店・大平南支店
- 足利小山信用金庫 栗宮支店・駅東支店・城南支店・間々田支店・栃木卸センター支店
- A I U損害保険(株) 齋藤 和宏



### <本会育成発展に功績のあった地区会>

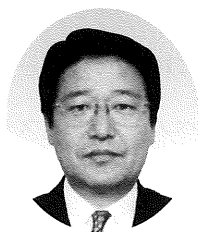
- 高加入率維持表彰 石橋地区会
- 会員増強純増達成表彰 下野地区会  
西方地区会

### <福利厚生制度表彰>

- 大型保障制度
  - 新規獲得率 第1位 小山地区会
  - 法人加入率 第1位 岩舟地区会
- がん保険制度
  - 加入件数 第1位 壬生地区会
- 大同生命保険(株) 柳田 詠子・牛久 洋子
- A I U損害保険(株) (株)サクセスブレイン
- アフラック代理店 足利不動産(株)・渡辺芳次

# 着任ごあいさつ

栃木税務署長 福地 武司



この度の人事異動により、国税局課税第一部機動課長から栃木税務署長として着任いたしました福地でございます。よろしくお願いいたします。

公益社団法人栃木法人会の皆様方には、日頃より税務行政に対する深いご理解と多大なご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、多年にわたり正しい税知識の普及や納税道義の高揚のための活動のほか、地域社会への貢献活動など幅広い事業活動を展開され、社会的にも高い評価を受けておられます。

金子会長様をはじめ、歴代役員の皆様並びに会員の皆様方のこれまでの献身的なご尽力に、深く敬意を表する次第であります。

さて、国際的な経済環境の激変の下、国民の皆様の税に対する関心はこれまで以上に高まっております。このような状況の中、私どもといたしましては、「適正・公平な課税の実現」という国税庁の使命の達成に向け努力するとともに納税者利便の向上を高めていく所存であります。

特に、e-Taxの利用拡大については、納税者利便と行政効率の向上のため必要不可欠な施策であり、国税組織を挙げて推進しております。貴法人会におかれましても、e-Taxの利用拡大に積極的に取り組まれていることに、深く感謝申し上げますとともに更なる利用拡大に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、次代を担う子供たちの租税教育充実に向け、貴法人会の皆様方と連携・協調し、継続して取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

結びに公益社団法人栃木法人会の益々のご発展と会員各企業のご繁栄を心より祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

## 栃木税務署幹部職員

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
署長	福地 武司	新任	特官(法人)	吉田 隆夫	新任
副署長(法担)	鈴木 貴之		特官(法人)	生井 義二	
副署長(総担)	石澤 聖志	新任	法人1統括	坂本 修司	新任
総務課長	都築 広之		法人1総括	飯塚 正行	新任
課長補佐	佐藤 真也	新任	法人2統括	相馬 優	新任
総務係長	板垣 悟	新任	法人3統括	石川 克己	
会計係長	市勢 和敏		法人4統括	増山 庸夫	新任

## 法人税・消費税の決算申告説明会のご案内

日時	会場	問い合わせ先	対象地区
9月28日(水) 10:00~12:00	栃木県立県南体育館 小山市外城371-1	小山商工会議所 TEL 0285-22-0253	小山市 野木町
9月28日(水) 14:00~16:00	壬生町商工会館 壬生町大師町3-13	壬生町商工会 TEL 0282-82-0475	下野市 壬生町
9月29日(木) 10:00~12:00	大平町商工会館 栃木市大平町蔵井2007-10	大平町商工会 TEL 0282-43-7121	栃木市大平町 栃木市岩舟町 栃木市藤岡町
9月29日(木) 14:00~16:00	栃木商工会議所会館 栃木市片柳町2-1-46	栃木商工会議所 TEL 0282-23-3131	栃木市 栃木市都賀町 栃木市西方町

※栃木商工会議所は、北側駐車場を御利用下さい。

※県南体育館(小山市)はスリッパが常備されていませんので、必ずご持参ください。

【お問い合わせ先】 栃木税務署 TEL 0282-22-1805(法人課税第一部門直通)  
(公社)栃木法人会 TEL 0282-24-3500

## 平成29年度 税制改正について

われわれは、経済・社会の現状や暮らし、財政の健全化、社会保障制度などについて、例年どおり会員に対するアンケートを実施しました。

政府は、一億総活躍社会をスローガンに名目GDP600兆円、希望出生率1.8などの新三本の矢を掲げたアベノミクス第2ステージをスタートさせました。

経済の現状は、特に地方経済への好循環はあるのでしょうか、財政の健全化や社会保障制度については、はたまた、これらを支える税のあり方など、われわれの思いをこの提言にまとめました。

### 1. 地域経済と中小企業

中国はじめ新興国経済の減速や原油安、金融市場の混乱による円高といった海外要因によって輸出企業の収益が圧迫され、非製造業の景況感も悪化しており、アベノミクスに停滞感が強まっています。

大企業から中小企業へ、中央から地方への好循環は広がらず、景気回復感がなく、トリクルダウンは御題目に過ぎないものになっています。

アンケートでも景気がよくなったとの回答は1割程度で、景気回復を実感できていません。

言うまでもなく、地域経済を支えるのは中小企業であり、地方創生の鍵を握っているとも言えます。

われわれの景況感や企業業績が好転していない一方で、雇用状況についてのアンケートでは、半数を超える会員が人手不足(求人難)だと回答しています。

非正規雇用者が就労者の4割に達する状況ですが、傘下の会員企業では経営の安定を図るために、正社員を主体とする雇用に努めています。食品販売、飲食などのサービス業においては、パート従業員に頼らざるを得ない面があります。

ところで、法人実効税率が20%台に引き下げられましたが、報道によれば平成26年度の企業向けの政策減税は1.2兆円にのぼり、その約6割を資本金100億円超の大企業が恩恵を受けているそうです。

赤字企業が7割を超えている中小企業にとっては、法人実効税率の引き下げよりは、社会保険料の負担軽減に関心をもっていきます。

女性活躍推進が叫ばれていますが、配偶者の雇用に当っては、103万円或いは130万円の壁が障害になっています。

配偶者がこの壁を境として、就業調整を行うことです。

就業者側からは税と社会保険料の負担を避けたいというニーズがあると思われませんが、企業の立場としては、人材確保と社会保険料の負担増への懸念があります。

これを解消して女性が就業調整を行わない安定した雇用に推進するためには、税制面では所得税の課税単位として、n分n乗方式の採用を、社会保険に関しては、年金、医療それぞれの一元化などの抜本的な改革が必要だと考えます。

企業の社会保険料負担の解消による法人税収増が見込まれ、就労者の就業調整が無くなり、雇用の安定や女性活躍推進に資することになると思います。

人口減少と労働力不足が見込まれる今日、長期的視点で検討すべき課題として問題を提起しておきます。

地域経済と中小企業の振興には、プレミアム商品券などの一時的かつ画一的な発想ではなく、中央主導を廃して独自性を発揮するために、官民一体となって知恵を出す仕組みづくりが望まれます。

### 2. 財政健全化と社会保障制度改革

国と地方政府の債務残高は、国内総生産(GDP)の2倍を超え、世界で最悪の財政状況にあることは、言われるまでもなく国民は承知しています。

これは今日までの大人の責任であり、後世に負担を先送りすべきでないことは、言うまでもありません。

平成32年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化は、極めて難しい状況にあると思います。

このような中で、来年4月の消費税10%への引き上げを先送りするのではないかと、言われはじめました。

所得税の再分配機能の強化や片寄った政策減税の見直し、合わせて無駄な歳出の削減、特に国・地方議員と公務員にかかる経費の適正化を図り、財政健全化を推進すべきです。

社会保障と税の一体改革の目的に沿って、消費増税は実施すべきです。但し、後述する迎動的なばらまき政策は即刻止めるべきです。

次に、社会保障制度については、「百年安心年金」は国民年金保険料の徴収率をみても若者の信頼が得られず、医療保険では現役世代の健保が高齢者医療保険に負担金を拠出することで、制度間の調整を行っています。

社会保障制度は、年金は被用者年金と国民年金に、医療保険は組合健保、共済組合、協会健保、国保と、運営主体が分別され、それぞれの被保険者の保険料負担に差があり、給付にも格差があります。

そこで今回は、ドラスティックな提案をしたいと思います。

それは、年金から介護にわたる保険料負担を全額個人負担にし、全国どこでも同じ額にすることです。

現在、大企業では雇用者の4割程度が非正規であり、これら社会保険料事業主負担の調整がなされていますが、中小企業では経営の安定を図るため正規雇用が主体にならざるを得ず、保険料事業主負担を調整するすべもなく、まともな負担となっているように思います。

企業の社会保険料負担を無くし、全て全国一律の個人負担に切り替えることを提案します。

保険料を算定するための個人の所得額の算出は、マイナンバーの定着と実効によって可能になり、それがマイナンバー制度創設の狙いでもあると思います。

### 3. 納税の義務と納税者の権利

われわれ法人会員は、税のオピニオンリーダーとして納税の義務を誠実に履行し、合わせて税制のあり方について学んでいますが、腑に落ちないことが出てきます。

例をあげれば、「ふるさと納税」が自治体の返礼品合戦になっているという現実です。

寄付をした人にとっては、2千円を超える返礼品の価値分が「もうけ」になるという仕組みです。結果として、トータルの税収額としては返礼品に費やした額だけ減ったことになるわけです。これでは「ふるさと納税」の創設目的を逸脱することになります。

総務省が自治体に通知した返礼品の見直しではなく禁止して本来の目的に立ち戻るべきだと考えます。

また、今年6月からスタートする総額3千数百億円にのぼる、低年金高齢者への3万円の給付金ですが、低年金者の保有資産の多寡は斟酌しないわけで、税金の使いみちとして公正さに疑問を感じます。

地方創生特別交付金の使いみちも、金太郎飴のように全国の納税の義務は、租税三原則に則った税制を前提としているのです。そのなかでも「公平」が最も大事なものだと考えています。

他方、納税者には、税金が適正で効果的かつ公正に支出されることを求める権利があるものと思います。

改めて、納税者として納税の義務と権利について考えてみたいと思いました。

これこそが、租税教育の本旨でなければならないと思います。

#### 4. 当面の税制改正要望について

会員へのアンケートに寄せられた要望・意見をもとにして、個別の税目についての改正要望事項を掲げておきます。

##### (1) 法人課税

中小企業としては、基本税率の問題もさることながら、軽減税率の引き下げと適用対象所得金額の引き上げを求めます。

次に、役員報酬の損金算入額について、企業の自主的判断にまかせて規制すべきではないと考えます。

特筆する意見として、法人税を利益額に応じて累進課税にしてはとの提案があることを紹介しておきます。

##### (2) 所得課税

高額所得者への課税強化、累進課税の強化を求める意見が、多数にのぼっています。

課税所得が1億円を超えると税負担率が著しく低減するといった調査結果があり、このような意見が多くなったものと思われれます。

格差が拡がり、消費税の逆進性があるので、税の再分配機能を強化する必要があります。

勤労所得と金融所得の一元化も、検討する必要があるでしょう。

また、少子化対策、女性活躍推進の視点から、課税単位についてn分n乗方式の導入を検討すべきだと考えます。

##### (3) 消費税

来年4月の消費税10%への引き上げは、社会保障の充実と財政健全化を目的とした、「社会保障と税の一体改革」の本旨に則り予定どおり実行すべきです。

改正法は成立しましたが、軽減税率導入には、1兆円もの税収減が生じること、対象品目の線引きが曖昧であること、加えて益税を更に生み出す懸念があることなどから、導入すべきではなかったと考えます。

中小零細事業者の事務負担に配慮するならば、10%までは単一税率を維持すべきです。

わが国が消費税を導入して27年、益税の温床でもある売上免税点や簡易課税制度を見直し、改善すべきです。

また、自動車関連や酒税との重複課税は、排除すべきだと考えます。

税額表示方法ですが、消費者の利便性からして内税表示(税込表示)に統一するのが望ましいと思われます。

会員からの意見の中で、かつての物品税のように高級品や奢侈品などには高率課税を、といった提案が目立ってきたように感じます。

消費税の滞納は、古くて新しい課題であり、申告納付方法の改善も含めて一層の取り組みの強化が求められますが、関係団体の協力も不可欠です。

##### (4) 資産課税

最も多いのが、本格的な事業承継に関する税制の創設を望む声です。

地域における雇用を維持し、経済を支えている中小企業の存続を確かなものとするために、事業用資産の評価をはじめ親族以外への事業承継の円滑化に資する、税制の創設が急がれています。

ところで、教育、結婚・子育て資金の一括非課税贈与の制度についてアンケートをしてみました。

利用しているが5.5%、利用したいと思うが78.8%と、10人中8人以上が制度を活用する意向を示しています。

アンケートの対象が、事業主であることを考慮する必要があります。

資産再分配効果を阻害することになり賛成できないとの回答は16%ですが、これが大方の考え方だと思います。

持たざる者からすれば、さきの相続税改正の見返りとして富裕層に迎合した公正さを欠く税制だと受け止められ、消費を喚起する効果もそれ程ではないと思います。

さきの相続税法の改正が急激に過ぎたのだと思っています。改めるに憚ることなかれです。再考を促しておきます。

##### (5) 地方税

依然として、固定資産税の課税評価額の適正化を求める意見が多数を占めています。

土地評価額を一元化し、課税評価額として収益還元価額を採用することを求めます。家屋については、経年評価の実施を強く求めておきます。

次に、事業所税や償却資産課税は他の税と重複課税の色彩があり、都市計画税は地域によっては有名無実化しており、廃止すべきです。

地方の課題は、国から地方への税源移譲を働き掛けること、課税自主権を強め、国と対等の関係を確立することだと考えます。

通信販売業と化した「ふるさと納税」などは、制度の本旨に立ち戻るべきではないでしょうか。

それから、水源涵養林を有する自治体が、その地域の住民に課税している「森林税」(自治体によって名称がさまざまです。)

は、以前にも提言しましたが、下流域の自治体住民にも広く薄く、即ち、全国的に負担を分かち合うべき税だと思っています。

#### 5. 終わりに

われわれ法人会は、納税協力団体との一般的な評価の域を脱して、公益法人制度創設の目的に添い、納税者の声を政策に反映させるために、民間税調的な役割を担っていきたいと考えております。



## 各地区会活動

### 栃木 地区会講演会を開催

去る1月26日(火)、ホテルサンルート栃木にて、新春講演会を開催しました。

当日は2部構成で最初に、栃木税務署副署長の鈴木貴之様に税務雑感のテーマで、続いて、第一生命経済研究所の永濱利廣氏から、今後の日本経済の展望とのテーマで講演していただきました。



### 小山 秋山 仁氏講演会に210名が参加

2月2日(火)、小山グランドホテルにおいて、小山地区会主催による講演会が開催されました。講師には、理学博士・数学者の秋山 仁先生をお招きし、「コペルニクスの発想の転換で不可能を可能に」をテーマに講演。会場は約210名の参加者で賑わい、最後にはアコーディオンの演奏もあり、終始和やかな雰囲気の中終了となりました。



## 藤岡

### 税務講習会開催

藤岡地区会では5月25日の地区総会后に、中川聖上席調査官を講師にお迎えし、税制改正に関する税務講習会を開催しました。

今年度の税制改正のあらましと軽減税率制度の概要を、資料を交えながらわかりやすく説明していただきました。



軽減税率は生活に直接関わってくる制度であるため、大変有意義な講習会となりました。

## 石橋

### 地区総会・税務研修会開催及び女性部活動について

去る5月17日、石橋商工会アイリスホールにて平成28年度地区総会を開催しました。総会では2つの議案が慎重審議されすべて可決承認されました。

総会終了後、栃木税務署中川上席調査官による「税制改正のあらまし」をテーマとして研修会を開催、改正点などの説明を受け参加者は熱心に聴講し実のある研修会となりました。



また、女性部では毎月1回社会貢献事業の一環として公園や河川敷の清掃活動を実施しています。

部員をグループ分けし毎回15名程度の参加

をいただきながら平成19年より実施しており、地域の環境美化に寄与しております。

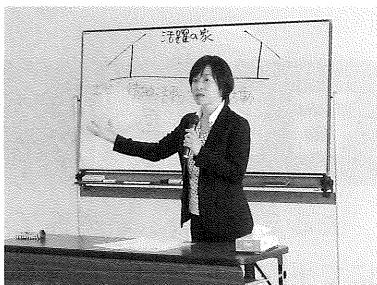
石橋地区会では、今年も公益的な事業を積極的に推進してまいりますので関係各位のご協力をよろしくお願い致します。



## 大平

### 健康セミナー

毎年恒例となっている特別講演会を3月17日に開催。今回のテーマは「健康」。講師に健康運動士の堀内美佐子氏をお招きし、ストレス解消や健康づくりについてご講演頂いた。



リフレッシュ、リラックス、楽しむ、くつろぐ…。脳に心地よさをたくさん伝えることで、上手にストレスをコントロールできると語る堀内氏。また、職場や家庭で簡単にできるストレッチを参加者全員で行ったり、大変有意義な講演会となった。



## 下野

### 税務研修会

去る5月16日下野市商工会において、下野地区会通常総会を開催。総会終了後、法人事

業者向け税務研修会を実施しました。栃木税務署より講師を招き、消費税の軽減税率制度導入等に関する説明がされました。

増税時期の延長が噂されるなど、当局も踏み込んだ説明が出来ない状況でした



が、この直後、安倍内閣総理大臣より増税時期の延期が正式に表明されました。

経営課題の改善に向けて設備投資などを考えている事業者の方にとって、2%の増税は経営判断の大きな指標となります。

この延長を、ビジネスチャンスと捉え、足腰の強い事業者が一社でも多く増えるよう、法人会活動を通して全力サポートを展開して参ります。

## 壬生

### 租税教室を開催

去る6月22日(水)壬生町立藤井小学校において、青年部による租税教室が6年生を対象に開催されました。

開催当日はオープンスクールで保護者の方もいたので、事前に練習会を開催し、準備万端の状態で見学、



税の種類、税の大切さ、税の使い道など、マグネットシートやDVDを使い、分かりやすく説明することができました。



また、生徒達ひとりひとりから授業に対する感想をいただき、最後に、一億円のレプリカを生徒・保護者・先生に抱えてもらい、いろいろな表情を見ることができ、大変賑やかなうちに終了となりました。

今回の授業を通じて、少しでも納税意識が高まっていたら幸いです。

## 岩舟 経済講演会を開催

5月11日総会終了後、講師に(株)あしぎん総合研究所 常務取締役 豊田晃氏を招聘し「最近のトピックから見える日本経済と栃木県経済の明日」と題し、5つのエピソードから最近の経済情勢について講演。



## 野木 税務研修会

去る5月11日、野木町商工会館において野木地区会総会が多数のご来賓ご臨席の下、開催されました。

総会終了後の税務研修会では、栃木税務署中川上席による「税制改正」と題して研修が行われ、参加した会員の方々は熱心に聴講し



実のある研修会となりました。

今後も当会では有意義な研修会を開催し、税に関する知識の習得と納税意識の高揚に努めていきたいと思ひます。

## 都賀 ふるさと納税セミナー

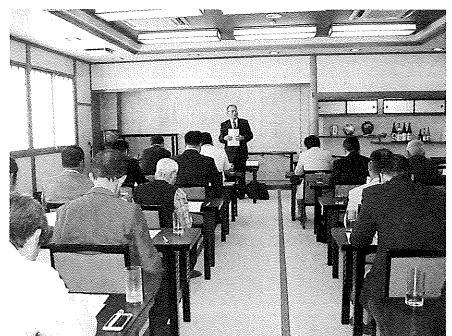
都賀地区会では、去る平成28年5月10日(火)午後2時から都賀町商工会館において平成28年度地区総会を開催し、全議案意義なく承認された。総会終了後、「ふるさと納税活用セミナー」と題し講習会を開催。講師は、税理士の田村栄先生に依頼した。会員の皆さん、熱心に聴講されておりました。



## 西方 税務研修会

西方地区会では5月12日に通常総会が開催され、提出された全議案が満場一致で可決承認されました。

総会終了後には税務研修会が実施され、栃木税務署の中川上席官を講師に迎え、消費税率引き上げの際、導入される軽減税率制度等を中心に学びました。



# 税務署だより

## 平成28年度税制改正(抜粋)

### 1 法人税関係

#### (法人税率等の改正)

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、現行税率の23.9%が23.4%に引き下げられました。更に2年後には23.2%に引き下げられます。なお、地方法人税の税率は平成29年4月1日以後に開始する課税事業年度から4.4%から10.3%に引き上げられます。

#### (減価償却制度の見直し)

建物付属設備、構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。取得時期は平成28年4月1日以降取得の資産の償却が適用されます。

#### (中小法人の交際費課税の特例の延長)

中小法人交際費課税の定額控除限度額800万円は平成30年3月31日までに開始する各事業年度まで延長されました。

### 2 その他

#### (法人が義援金を支払った場合の税務上の取扱い：会社などの法人が熊本地震により被害を受けられた方を支援するために支払った義援金(寄附金)の税務上の取扱い)

会社などの法人が支払った義援金の取扱いは義援金(寄附金)の区分によります。

被災した地方公共団体に対する寄附金と財務大臣が指定した寄附金は法人税法の取扱いでは支払った額の全額が損金算入されます。

次に特定公益増進法人に対する寄附金と認定NPO法人等に対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で、寄附金の合計額と一定の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額まで損金参入できます。

上記以外のもの(一般の寄附金)は寄附金を支出した法人の資本金や所得金額に応じた一定の限度額まで損金算入できます。

#### (加算税の加重措置の導入)

悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に、無申告加算税又は重加算税を賦課されたものが、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出を行った場合については、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、加算税を10%加重する措置を導入します。

なお、地方税における加算金制度も同様の措置が講じられ、平成29年1月1日以後に申告書の期限が到来する地方税についても適用されます。

# エコライフ講座 第23回

## 水使用の適正管理に努めましょう!!

地球温暖化の影響で2050年までに、地球の赤道から中緯度に位置する熱帯や亜熱帯を中心とする約80の島嶼部(沖縄県・琉球諸島や小笠原諸島も含まれている)の約4分の3程度が渇水に陥るという試算を、アメリカのコロラド大などのチームがまとめました。

また、太平洋の島国パラオでは、昨年秋からの約半年間では例年の2～3割程度の雨しか降らず干ばつが深刻な問題となり、本年3月に非常事態が宣言されたとのことで、日本からは支援として貯水用タンクが送られたとのことです。

さて、私たちの日々の生活に必要な水資源が枯渇する状況が急激に進んでいますので、製造業・農畜産業においても少量の水使用で生産活動が可能となるシステムづくりや、生産時の排水についても再生利用をすることが強く望まれます。

併せて、生産時に生じる有害物質で地下水が汚染されるのを防ぐためにも、生産施設においては日常の点検と地下への浸透防止対策の強化が必要です。このために日常的に水の使用記録を取り施設の維持管理に努めましょう。

[特定非営利法人 栃木県環境カウンセラー協会 近藤 和雄]

## 新会員のご紹介

〈平成27年12月～28年6月〉 ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	麵処ぼたん	倭町10-14	鈴木 淳介
〃	(株)松栄工業	城内町2-26-8171717201	松本 健太
〃	(株)いろは	新井町1035-7	豊田 信一
〃	石川商事(株)	城内町2-28-38	石川 隆
〃	(有)アルファカンパニー	樋ノ口町46-9	布施 文二
〃	(宗)正覚寺	菌部町3-15-2	橋立 秀文
小山	(株)ハイスタイル	外城12-2	日向野 佳幸
〃	(株)Maプランニング	横倉新田172-158	村岡 勝也
〃	(有)山中鑿泉工業	塚崎1073	山中 政樹
〃	ヨサパークHINATA	萱橋811	海老原 まち子
〃	(株)ウェルネスシーン	駅南町3-2-29	李 光成
〃	(株)ノギデンキ	横倉新田309-4	渡邊 英治

地区会	会社名	住所	代表者名
石橋	プルデンシャル生命保険栃木支社第三営業所	宇都宮市東宿願4-1-11大塚宇都宮ビル	千葉 勝也
〃	(株)ピヨンド	下古山928-2	増山 智永
大平	(株)TREIZEトリーズ	伯仲2656-1-1	大井 昌之
〃	(有)酒菜処やすらぎ	横堀479	新村 秀徳
下野	(株)スマイテック	駅東4-7-333-103	関 信五
〃	(学)むつみ学園	柴769-17	小谷 光子
壬生	豊後興業(株)	福和田1584-6	豊後 勝
〃	(株)セーワ	元町10-14	関本 和夫
〃	資源開発高村	七ッ石324-2	高村 久夫
岩舟	(有)康拓商事	豊岡741-1	小倉 康男
野木	(同)アキモト	丸林578-2	秋元 勝夫

(宗)→宗教法人・(学)→学校法人・(同)→合同会社

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

会社名、代表者名、所在地、資本金等の変更がありましたら、**法人会事務局までご連絡**ください。

**TEL 0282-24-3500 / FAX 0282-24-3288**

### ◎ 会員の皆様へ 会費口座振替のお礼 ◎

会費の口座振替をご利用の皆様には、6月27日(月)にご指定の口座から引き落としをさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、口座振替の手続きがお済でない方は、

**事務局(0282-24-3500)までご連絡**いただきますようお願い申し上げます。